

平成22年 1月29日
第2150号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取り消し（43・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 1
- 道路区域の変更（44・北秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更（45・山本地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（46・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（47・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）…………… 3
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（鹿角地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 県営土地改良事業計画の決定（北秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 市営土地改良事業計画の変更の同意（雄勝地域振興局農林部）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（1）…………… 4
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（2）…………… 4
- 政治団体の解散の届出（3）…………… 5
- 政治団体の収支に関する報告書（4）…………… 5
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（5）…………… 6

告 示

秋田県告示第43号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年 1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年 1月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社東北エンジニアリングサービス
鹿角郡小坂町大地字上村12番地
代表取締役 松 江 一
秋田県知事許可（般-20）第14067号
- 3 処分の内容
石工事業及び塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年 1月20日付けで石工事業及び塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年 1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
-------	-----	-----	-----	-----------------	----------------

県 道	旧	二ツ井森吉線	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から木戸石字屋布岱54番地先まで		6.00~22.00	2.559
	新	二ツ井森吉線	A	北秋田市増沢字白畑沢24番1地先から木戸石字屋布岱54番地先まで	6.00~22.00	2.559
			B	北秋田市増沢字烏帽子長根下19番4から木戸石字屋布岱92番地先まで	7.00~65.00	2.942

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月29日から同年2月12日まで

秋田県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	仙ノ台桧山線	A	能代市母体字樋ノ口99番地先から字新蟹213番地先まで	10.00~35.00	0.720
			B	〃	5.00~15.00	0.780
	新	仙ノ台桧山線	A	能代市母体字樋ノ口99番地先から字新蟹213番地先まで	10.00~35.00	0.720

2 道路の区域を表示した図面を縦覧場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年1月29日から同年2月12日まで

秋田県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年1月15日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

伊藤建築

秋田市飯島字飯島水尻397番地10

伊 藤 鉄 朗

秋田県知事許可（般-21）第40281号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年1月15日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第47号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年1月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社あかつき造園土木
大仙市大曲栄町13番46-15
代表取締役 山 形 信 良
秋田県知事許可(特-18、般-18)第8812号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可並びに管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年1月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 西滝沢子ども水辺協議会
- 3 代表者の氏名
伊 藤 正 弘
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市川西字高野152番地4地内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子吉川を活用した水辺体験学習及び環境学習を通じて、子ども達に自然と環境の大切さを実践させながら心豊かな人間性を育むことを目的とし、併せて「水辺」から地域のにぎわいを創出し、旧西滝沢小学校跡地を拠点とする地域づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小坂町土地改良区からなされた土地改良事業計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書(維持管理)及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成22年2月1日から同年3月1日まで
- 3 縦覧場所 小坂町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

大館市早口字屋敷31番地

〃 山田字一本柳41番地1

小笠原 弘

水戸 嘉七

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前18番地5 柴田誠ほか20人
 - (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（戸鳥内地区特定農業用管水路等特別対策）計画書の写し
 - (2) 縦覧期間 平成22年2月1日から同年3月1日まで
 - (3) 縦覧場所 北秋田市役所
- 2 大館市十二所字川端80番地4 田村賢ほか16人
 - (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（沢尻地区特定農業用管水路等特別対策）計画書の写し
 - (2) 縦覧期間 平成22年2月1日から同年3月1日まで
 - (3) 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、湯沢市から協議があった土地改良事業（落合地区基盤整備促進事業）計画の変更について、平成22年1月20日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定に基づき、公告する。

平成22年1月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成21年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体
 - イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高宮光雄後援会	宮 野 方 臣	岩 本 幸 悦	北秋田市綴子字大堤道下9番地2	平成21年12月3日
高橋ごう後援会	佐々木 隆 大	高 橋 美 郷	仙北市角館町外ノ山22番地の4	平成21年12月3日
日本司法書士政治連盟 秋田県会	黒 澤 芳 彦	有 明 正 巳	秋田市山王六丁目3番4号	平成21年12月7日
南部あきひろ秋田県後援会	高 橋 規 男	山 田 俊 一	秋田市仁井田二ツ屋一丁目4番31号	平成21年12月17日
加藤与志元後援会	柏 木 考 悦	加 藤 和 雄	男鹿市脇本脇本字横町道上59番地	平成21年12月21日

秋選管告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成21年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
民主党秋田県総支部 連合会	代 表 者	松 浦 大 悟	寺 田 学	平成21年12月7日
	会 計 責 任 者	成 田 仁	吉 方 清 彦	

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
中村修太郎小坂町後援会	主たる事務所の所在地	鹿角郡小坂町小坂字相内7-1	鹿角郡小坂町小坂字惣次郎田8	平成21年12月3日
秋田土崎トライ政策研究会	代 表 者	荻原 貴 幸	浪岡 直 樹	平成21年12月10日
	会 計 責 任 者	荻原 貴 幸	浪岡 直 樹	
菅原ひさかず後援会	代 表 者	菅原 雄 孝	菅原 信 雄	平成21年12月28日

秋選管告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成21年12月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月29日

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県環衛団体政治連盟支部	山 本 久 博	平成21年12月4日	平成21年12月16日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
秋田中小企業政経研究会	菊 地 達 雄	平成21年11月16日	平成21年12月9日
税理士による金田勝年後援会	木 村 慶 一	平成21年12月10日	平成21年12月11日

秋選管告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県環衛団体政治連盟支部（平成21年分）

報告年月日 平成21年12月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

員数

合 計

62,400円

0円

62,400円

62,400円

62,400円

48人

62,400円

(イ) 支出の内訳	
政治活動費	62,400円
組織活動費	62,400円
合 計	<u>62,400円</u>

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 税理士による金田勝年後援会（平成21年分）
報告年月日 平成21年12月11日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>221,349円</u>
前年からの繰越額	151,230円
本年の収入額	70,119円
(イ) 支出総額	<u>221,349円</u>

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附	70,000円
政治団体からの寄附	70,000円
東北税理士政治連盟	70,000円
その他の収入	119円

合 計 70,119円

(イ) 支出の内訳

経常経費	3,696円
事務所費	3,696円
政治活動費	217,653円
寄附・交付金	217,653円

合 計 221,349円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
秋田中小企業政経研究会（平成21年分）	平成21年12月9日

秋選管告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年1月29日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
菊 地 達 雄	秋田市議会議員	秋田中小企業政経研究会	秋田市南通亀の町10-38	菊 地 達 雄	平成21年12月9日

正 誤

平成22年1月5日（第2143号）掲載の秋田県告示第5号（道路区域の変更）
（原稿誤り）

2 ページ表中、

道路の種類
一般国道

は、

道路の種類
県 道

の誤り。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号